

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める件

シカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少しています。

政府は、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要との観点から、国会において、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく、新たに「管理」を加えました。さらに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある指定管理鳥獣の捕獲等をする事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、鳥獣の捕獲等をする事業の認定制度の導入など、鳥獣の生息状況の適正化を図るための抜本的な対策を行うこととしています。

よって、国会及び政府におかれては、下記事項について適切な措置を講じ、鳥獣の捕獲体制の強化に取り組むよう、強く要望します。

記

- 1 都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導してより効果的な広域対応を行うために実態調査や専門職員を配置するなどの仕組みを検討すること
- 2 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるとともに、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分活用されるよう、実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うこと
- 3 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、衛生管理の徹底と一般農作物と同等の放射性物質検査による安全性の確保や販売経路の確立、消費拡大への支援などを推進すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 5 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
環境大臣 様

仙台市議会議長 西澤 啓文